

(情報公開制度) 令和7年(2025年)度公文書開示の実施状況詳細

整理番号	公文書の申請内容または件名	決定内容	石狩市情報公開条例 不開示(却下)事項等	【担当課】
1	委託業務の代価表を含む金額入り設計書 ・令和5年度花川南汚水1号幹線耐震診断調査業務委託 ・令和5年度花川南公共下水道実施設計業務委託 ・令和6年度花川南公共下水道実施設計業務委託	全部開示	条例第12条第1項	水道部 下水道課
2	・市が株式会社Niantic(以降「当該法人」)に対し送信した、地方自治法第244条に定められた公の施設・市役所の敷地内・市内の史跡/文化財におけるポケストップ・ジム(以降「スポット」)の削除リクエストのフォームの内容 ・市がスポット削除の過程について当該法人と行ったやり取りの記録 ・第三者から市に対し送付された、スポットの削除申請を依頼する文書・メール ・スポットの削除申請を依頼する決定を行った理由、決定するまでの過程が記された文書 尚、不存在の場合、電話で一報頂ければ取り下げる	取下げ	該当する文書が存在しないことを連絡したところ、取下げの申し出があったため。	総務部 総務課
3	国土利用計画法第23条第1項に基づく届出である「土地売買等届出書」が未提出のため、北海道石狩振興局が発出した注意文書 ・期間：令和4年度以降請求日まで ・地区：石狩市厚田区 ・届出の目的：風力発電の設置	不存在	条例第12条第2項	建設部 建設総務課
4	長または教育委員会が契約者となり、保険料(契約金額)が3万円以上の損害保険証券(証券添付の特約書または明細書を含む。)の写しと担当課。開示請求書受付時点で保険契約期間内のものに限り開示します。	一部開示	・別表第2(事業活動情報)：法人の印影を公にした場合、各種書類の偽造等に悪用されるおそれがあり、競争上又は事業運営上の地位その他正当な利益を害することが明らかであるため。	総務部 総務課
5	令和7年6月5日に入札執行(開札)された「紅葉山公園遊具施設等実施設計業務委託」の設計書(単価及び金額が記載)の全ての項目の開示を申請します。	全部開示	条例第12条第1項	建設部 都市整備課
6	令和7年7月1日に入札執行(開札)された「屯田・紅葉山道路橋梁詳細設計業務委託」の設計書(単価及び金額が記載)の全ての項目の開示を申請します。	全部開示	条例第12条第1項	建設部 都市整備課
7	令和7年7月1日に入札執行された「屯田・紅葉山道路橋梁詳細設計業務委託」の設計書(単価及び金額が記載)の全ての項目及び最低制限価格(金額)の開示	一部開示	・別表第5(市政運営情報)：最低制限価格は、契約事務に関する情報であって、最低制限価格を開示すると、今後の同種事例の価格を類推させることとなり、今後の市政の公正かつ適切な運営に著しい支障が生じるおそれがあると認められるため。	建設部 都市整備課
8	積算内訳書 開札日：令和7年7月1日 業務名：屯田・紅葉山道路橋梁詳細設計業務委託	全部開示	条例第12条第1項	建設部 都市整備課
9	石狩市長を契約者とした損害保険証券(証券添付の特約書および明細書を含む)の写しと担当課。(保険始期が令和6年8月1日～令和7年7月31日のもの)	一部開示	・別表第1(個人情報)：法人職員の氏名は、個人情報であり、特定の個人が識別され、又は識別され得るものに該当するため。 ・別表第2(事業活動情報)：法人の印影を公にした場合、各種書類の偽造等に悪用されるおそれがあり、競争上又は事業運営上の地位その他正当な利益を害することが明らかであるため。 ・別表第5(市政運営情報)：スポーツ安全保険の加入依頼番号は、保険に加入する際に加入者に割り当てられた番号であることから、この情報が開示されることにより、第三者が問い合わせをすることも可能となり適切な事業の運営に著しい支障が生じるおそれがあると認められるため。	総務部 総務課
10	7/1入札の「屯田・紅葉山道路橋梁詳細設計業務委託」について、金入設計書の閲覧	全部開示	条例第12条第1項	建設部 都市整備課
11	令和7年8月5日に入札執行(開札)された「吉岡川橋補修調査設計業務委託」の設計書(単価及び金額が記載)の全ての項目の開示を申請します。	全部開示	条例第12条第1項	建設部 都市整備課
12	国土利用計画法第23条第1項に基づく届出である「土地売買等届出書」が未提出のため、北海道石狩振興局が発出した注意文書 ・期間：令和元年度から令和4年度まで ・地区：石狩市厚田区 ・届出の目的：風力発電の設置	不存在	条例第12条第2項	建設部 建設総務課
13	令和7年8月5日開札、調達案件名称「吉岡川橋補修調査設計業務委託」金入り設計書	全部開示	条例第12条第1項	建設部 都市整備課

14	投票用紙読取分類機の購入全般にわたる書類一式 令和4年度分 ・購入起案、設計書、カタログ、購入契約書 ・購入業者、製作者の名称、住所、代表者がわかる書類 ・領収書	一部開示	・別表第1（個人情報）：法人職員の氏名は、個人情報であり、特定の個人が識別され、又は識別され得るものに該当するため。 ・別表第2（事業活動情報）：法人代表者の印影を公にした場合、各種書類の偽造等に悪用されるおそれがあり、競争上又は事業運営上の地位その他正当な利益を害することが明らかであるため。	選挙管理委員会
	平成22年度分、平成23年度分 ・購入起案、設計書、カタログ、購入契約書、納入時写真 ・購入業者、製作者の名称、住所、代表者がわかる書類 ・領収書 令和4年度分 ・納入時写真	不存在	条例第12条第2項	
15	令和6年4月1日以降に提出された建設リサイクル法に基づく届出書（様式第一号）のうち、「公文書開示請求書」に記載の住所（8件）を解体工事の場所とするもの。	不存在	条例第12条第2項	建設部 建築住宅課
16	石狩市風力発電設備の設置及び運用の基準に関するガイドライン第6項に基づく設置に関する届出書 （厚田区嶺泊10-1及び望来390-37）	一部開示	・別表第1（個人情報）：法人職員の氏名、携帯電話番号及びメールアドレスは、個人情報であり、特定の個人が識別され、又は識別され得るものに該当するため。 ・別表第2（事業活動情報）：法人代表者の印影を公にした場合、各種書類の偽造等に悪用されるおそれがあり、競争上又は事業運営上の地位その他正当な利益を害することが明らかであるため。	環境市民部 環境課
17	石狩市内の地番が示された地図（地図の種類や名称、精度は問わない）で、2024年中の登記異動反映済のshapeデータ。	取下げ	石狩市ホームページに公開しているオープンデータを利用することで開示請求者と合意したため。	財政部 税務課
18	花畔市街、新港ユースティティ、樽川、新港中央3丁目、樽川第一、新港リサイクル、花川東土地区画整理事業に係る、土地区画整理法施行規則第5条に基づく施行地区位置図、同規則第12条に基づく従前の宅地及び換地を示す換地図、並びに換地前後の地番が対照できる新旧（旧新）地番対照表（換地処分登記明細書又は同規則第13条に基づく各筆換地明細でも可）。	取下げ	開示請求のあった文書は、石狩市証明等手数料条例別表第33で「土地区画整理事業の成果等に関する証明等」として、所定の手数料の支払いにより写しの交付を受けられるため、公文書開示請求の対象とならないため。（条例第17条）	総務部 総務課
19	石狩市とコストコホールセールジャパン株式会社との石狩湾新港地域への立地に関する連携協定書の写し	一部開示	・別表第2（事業活動情報）：法人代表者の印影及び署名を公にした場合、各種書類の偽造等に悪用されるおそれがあり、競争上又は事業運営上の地位その他正当な利益を害することが明らかであるため。	企画政策部 企業連携推進課
20	国土利用計画法第23条第1項に基づく届出である「土地売買等届出書」が未提出のため、北海道石狩振興局が注意文書を発出する際に作成した無届事案カード ・期間：令和元年度から令和5年度まで ・地区：石狩市厚田区 ・届出の目的：風力発電の設置	不存在	条例第12条第2項	建設部 建設総務課
21	新型コロナワクチンが接種された年月日から、開示請求までにおける接種者、未接種者のリスト ① 生年月日（又は抽出時点の年齢） ② 性別 ③ 死亡している場合の死亡日 ④ 転出している場合の転出日 ⑤ 転入している場合の転入日 ⑥ 全ての新型コロナワクチン接種日とロット番号、メーカー、接種回数	取下げ	開示請求に対して、情報提供として実施することで請求者と合意	健康推進部 健康推進課
22	北海道から受け取った水資源保全地域の土地取引行為の事前届出に関わる文書の全て、北海道からの意見照会に対する市の回答文書の全て ・期間：令和4年度から請求日まで	一部開示	・別表第1（個人情報）：氏名(法人代表者を除く。)、住所、電話番号その他の記述等により、特定の個人が識別され、又は識別することができるため。 ・別表第2（事業活動情報）：契約当事者の事業活動に関する情報を公にした場合、競争上又は事業運営上の地位その他正当な利益を害することが明らかであると認められるため。	企画政策部 企画課
23	国土利用計画法第23条第1項に基づく届出である「土地売買等届出書とその添付書類」 ・期間：令和4年度から請求日まで ・届出の目的：建築物の建築を目的としたもの以外	一部開示	・別表第1（個人情報）：氏名(法人代表者を除く。)、住所、電話番号その他の記述等により、特定の個人が識別され、又は識別することができるため。 ・別表第2（事業活動情報）：契約当事者の事業活動に関する情報を公にした場合、競争上又は事業運営上の地位その他正当な利益を害することが明らかであると認められるため。	建設部 建設総務課
24	・石狩市と契約している顧問弁護士2名の契約書の写し。 生年月日が入ったもの、氏名、住所も。 ・訴訟代理人弁護士との委任契約書の写し。	一部開示	・別表第1（個人情報）：非常勤職員任用決議書の郵便番号、住所、生年月日及び年齢は、個人情報であるため。 ・別表第2（事業活動情報）：委任契約書の法人代表社員の印影は、開示した場合、各種書類の偽造等に悪用されるおそれがあり、競争上又は事業運営上の地位その他正当な利益を害することが明らかであるため。	総務部 総務課
	・顧問弁護士2人とした理由を記した起案書の写し。	全部開示	条例第12条第1項	

(個人情報保護制度) 令和7年(2025年)度個人情報開示の実施状況詳細

整理番号	公文書の申請内容または件名	決定内容	個人情報の保護に関する法律 不開示(却下)事項等	【担当課】
1	石狩市予防接種健康被害調査委員会で使用した資料、議事録、調査結果	一部開示	「石狩市予防接種健康被害調査委員会の議事録」のうち、次に該当する部分。 ・法第78条第1項第2号(開示請求者以外の個人に関する情報)：開示請求者以外の個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により開示請求者以外の特定の個人を識別することができるもの又は開示することにより、開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがあるもの ・法第78条第1項第6号(審議、検討等に関する情報)：石狩市予防接種健康被害調査委員会における審議等に関する情報であって、開示することにより、率直な意見の交換又は意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがあるもの。	健康推進部 健康推進課
2	亡母の要介護認定訪問調査票(介護認定審査会資料)とその特記事項。初回認定から最終認定まで。	一部開示	・法第78条第1項第2号(開示請求者以外の個人に関する情報)：開示請求者以外の個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により開示請求者以外の特定の個人を識別することができるもの又は開示することにより、開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがあるもの。	福祉部 高齢者支援課
3	私の石狩市市営住宅の申込等に関する書類 ・申込書類写し全て、また解約申し出の12月までに石狩市側にて作成された文書	全部開示	法第82条第1項	建設部 建築住宅課
	・石狩市側から市営住宅申込書類の不備により、私宛に発送された催促書類など全て	不存在	法第82条第2項	

令和7年(2025年)度審査請求申立の状況詳細

整理番号	申立内容	決定内容	決定経過	【担当課】
1	該当なし			